

「令和4年12月22日からの大雪」による災害における 放送受信料の免除について

令和4年12月24日
令和4年12月26日更新

「令和4年12月22日からの大雪」による災害により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

「令和4年12月22日からの大雪」による災害における放送受信料の免除について、次のとおり実施します。

1. 免除の範囲

災害救助法が適用された区域内（※）において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約

2. 免除の期間

令和4年12月から令和5年1月まで（2か月間）

3. 免除の手続き

- ・NHKによる調査、または放送受信契約をいただいている皆さまからのお届けにより、免除対象となる方を確定させていただきます。
- ・免除が適用される期間の放送受信料について、前払い等によりすでにお支払いいただいている場合は、お支払い済み分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。

（※）災害救助法が適用されている区域（令和4年12月26日現在）

北海道	北見市、紋別市、枝幸郡枝幸町、網走郡美幌町、斜里郡斜里町、斜里郡清里町、紋別郡遠軽町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町
新潟県	村上市、佐渡市